

事業評価書（事前）

事務事業名		「大都市圏就職サポートセンター（仮称）」の設置
事務事業の概要	(1) 目的	首都圏及び関西圏は、交通網の発達により通勤圏が広く、一つの労働市場圏を形成していることから、交通至便の地域に、大都市圏就職サポートセンター（仮称）を設置し、当該労働市場圏内の求職者に総合的な求人情報の提供を実施し、就職促進を図る。
	(2) 内容	次の事業実施のため、首都圏（東京、埼玉）及び関西圏（大阪）のそれぞれに「大都市圏就職サポートセンター」（仮称）を設置する。 求人自己検索装置による、圏内の労働市場全体の求人情報等の提供 大都市圏の求人全般についての職業相談、職業紹介 在職求職者等に綿密なカウンセリングの実施 ↓要求額
	(3) 達成目標	2,098百万円
評価	(1) 必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 首都圏及び関西圏では労働市場が広範に及び、求職活動も圏内の通勤可能な地域を対象として広範に行われていることから、これらの地域の求職情報を一カ所でまとめて提供しつつ、職業相談を行うことにより効率的に就職活動が進められるようにすることは、求職者の再就職の促進につながるため、国民や社会のニーズと照らし妥当である。</p> <p>〔公益性〕 職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条では、失業者に対する職業につく機会を与えるため施策の実施や求職者に対する無料の職業紹介等を政府の業務としている。 また、本事業は現下の厳しい雇用情勢の中、ハローワークの機能を拡充したものであって、首都圏及び関西圏の求職者の就職活動の負担軽減につながり、求職者の就職活動の促進に寄与し公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担〕 本事業は、ハローワーク事業の一環として、国が行うものである。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 本事業は、都道府県の区域を超えて、首都圏及び関西圏における広域的な求人情報の提供、職業相談・紹介を行うものであり、この点からも国として実施することが必要である。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 本事業については、国の機関である公共職業安定所が受理した求人についての情報提供を行いつつ、職業相談・紹介を行うものであるため、国が責任を持って対応する必要があり、民営化や外部委託にはなじまない。</p> <p>〔緊要性の有無〕 平成13年度9月期完全失業率が5.3%、完全失業者数が357万人という厳しい雇用情勢の中、失業者の就職活動の促進に寄与する同事業は早急を実施する必要がある。</p>
	(2) 有効性	<p>〔今後見込まれる効果〕 国内の複数の労働局の求職情報を一元化すること等により求職活動の軽減につながり効率的に広範な地域での求職活動が可能になるため、再就職の機会を増大させる効果がある。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 平成14年度中 本事業は圏内広域に渡る周知が必要であるが、周知後速やかな効果が見込まれる。</p>

(3)効率性	〔手段の適正性〕 一カ所のセンターで圏内における広汎な求職情報を収集し、広域的な求職活動を行う求職者に対して、情報提供を行いつつ、職業相談・紹介を行うことは、その再就職の促進のために効率的である。
(4)その他 (公平性・優先性 など)	〔優先性〕 緊急雇用対策の一環として優先的に実施する必要がある。
関連事務事業	なし
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局業務指導課